

## 日仏海洋学会会則

昭和35年 4月7日制定  
昭和60年4月27日改正  
平成 4年 6月1日改正  
平成19年 6月9日改正  
平成21年6月20日改正  
平成28年6月18日改正  
平成29年6月10日改正  
平成30年 6月2日改正

- 第1条 本会は日仏海洋学会と称する。
- 第2条 本会の目的は日仏海洋および水産学者の連絡を密にし、両国のこの分野の科学の協力を促進するものとする。
- 第3条 上記の目的を実現するため本会は次の事業を行う。
- (1) 海洋および水産に関する研究会および講演会の開催
  - (2) 定期刊行物、学術上の刊行物の発行
  - (3) 学会賞の授与
  - (4) 日仏両国を主とする海洋および水産に関する共同研究成果の発表、ならびに、技術開発成果の導入および普及
  - (5) 両国の海洋・水産関係者の交流促進および親睦をはかること
  - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会の事業年度は4月1日から翌年の3月末日までとする。
- 第5条 本会には、海洋、水産学の分野に応じて分科会を設けることができる。分科会は評議員会の決議によって作るものとする。
- 第6条 本会の事務所は日仏会館(〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3丁目9番25号)に置く。
- 第7条 本会に地方支部を置くことができる。
- 第8条 本会会員は本会の目的に賛成し、所定の会費を納めるものとする。会員は正会員、特別会員(年度初めに満65歳以上で申告のあった者)、学生会員および賛助会員とする。会費(年額)は、正会員8,000円、特別会員6,000円、学生会員4,000円、賛助会員一口10,000円とする。
- 第9条 会員は、退会、死亡、または除名によって、資格を喪失する。
- (1) 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。この場合、未納会費があるときはこれを全納しなければならない。

- (2) 会員が本会の名誉を毀損または会費を3年以上滞納したとき、評議員会の承認によってこれを除名することができる。

第10条 本会は評議員会によって運営される。評議員の定数は28名以内とし、24名は正会員、特別会員および学生会員の投票によって選出される。

会長は評議員会の同意を得て4名以内の正会員および学生会員を評議員に委嘱することができる。評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

評議員会は評議員総数の3分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、出席できない評議員で、委任状により他の出席評議員または議長に決議を委任した者は、出席者とみなす。評議員会の議決は出席者の過半数でなされる。

第11条 評議員はその内より次の役員を選ぶ。ただし、監事は評議員以外からも選ぶことができる。

会長 1名、副会長 2名、幹事 10名以上12名以内、監事 2名

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 本会に名誉会長、顧問および名誉会員を置くことができる。名誉会長、顧問および名誉会員は評議員会の決議により会長がこれを推薦又は委嘱する。日仏会館フランス事務所所長を本会の名誉会長に推薦する。

第13条 会長は本会を代表し、総会および評議員会の議長となる。会長事故あるときは副会長がこれに代わる。

会長、副会長および幹事は幹事会を構成し、本会の庶務、会計、編集、研究発表、渉外などの会務を行う。

監事は本会の会計を監督する。

第14条 通常総会は毎年1回会長が招集する。会長は必要に応じて評議員会の決議を経て臨時総会を招集することができる。総会では評議員会の報告に基づいて、会の重要問題を審議する。

総会は正会員、特別会員および学生会員の6分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、出席できない会員で、委任状により他の出席会員または議長に決議を委任した者は、出席者とみなす。総会の議決は出席者の過半数でなされる。

第15条 本会則の変更は総会の決議による。

第16条 本会の解散と資産の処分は総会における、出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

#### 名誉会員の推薦に関する申合せ

(目的)

第1条 本申合せは日仏海洋学会会則第12条に定める名誉会員の推薦について、必要な

事項を定める。

(推薦基準)

第2条 名誉会員に推薦される者の資格は、原則として年齢75歳以上で、次の各項の1に該当することを要する。

- (1) 本会の発展に特に功労のあった者。
- (2) 優れた研究業績により、海洋学・水産学の発展に功績があった者。
- (3) 日仏両国の海洋学・水産学の交流に著しい功績があった者。

(推薦・決定方法)

第3条 名誉会員の推薦を希望する会員は、理由を付して会長に申し出るものとする。

- 2 名誉会員の推薦は評議員会の決議を経て行う。

附則 本申合せは、平成29年6月10日から施行する。

#### 日仏海洋学会評議員・役員選出規定

1. 本規定は日仏海洋学会会則第9条および第10条に基づき本会の評議員および役員の選出方法について規定するものである。
2. 評議員の選出は正会員、特別会員および学生会員の24名連記無記名投票による。評議員の選挙事務は庶務幹事が行なう。ただし、開票にあたっては本会役員以外の会員2名に立会人を委嘱するものとする。
3. 会長は評議員の単記無記名投票により選出する。会長選挙の事務は庶務幹事が行なう。ただし、開票にあたっては本会役員以外の会員2名に立会人を委嘱するものとする。
4. 副会長、幹事、および監事は、会長の推薦に基づき評議員会で決定する。
5. 本規定の改正は評議員会の議を経て行なう。

#### 日仏海洋学会賞規定

1. 日仏海洋学会賞（以下「学会賞」という）および日仏海洋学会論文賞（以下「論文賞」という）を本学会に設ける。学会賞は、海洋学および水産学において顕著な学術業績を挙げた者を対象とする。論文賞は、若手研究者や大学院生を筆頭著者とし、原則として選考年度を含む3年（暦年）の間に本学会誌に発表された優秀な論文を対象とする。学会賞および論文賞は、本学会員の中から以下に述べる選考を経て選ばれた者に授ける。
2. 学会賞および論文賞候補者を選考するため学会賞および論文賞受賞候補者推薦委員会（以下「委員会」という）を設ける。
3. 委員会の委員は9名とする。委員は毎年春の評議員会で選出し、委員長は委員の互選に

より定める。委員の任期は2年とし、隔年に4名および5名を交代する。会長は委員会が必要と認めた場合、評議員の同意を得て2名まで委員を追加委嘱することが出来る。ただし、追加委嘱された委員の任期はその年度限りとする。

4. 委員会は学会賞受賞候補者1件および論文賞受賞候補者2件以内を選び、2月末までに選考理由書をつけて会長に報告する。
5. 会長は委員会が推薦した各候補者につき無記名投票の形式により評議員会にはかる。投票数は評議員総数の3分の2以上を必要とし、有効投票のうち4分の3以上の賛成がある場合、これらを各賞受賞者として決定する。
6. 授賞式は翌年春の総会において行い、学会賞受賞者には賞状およびメダルを、論文賞受賞者には賞状をそれぞれ贈呈する。
7. 本規定の改正は評議員会の議を経て行なう。

覚書

1. 委員は各専門分野から選出されるように十分配慮すること。
2. 受賞者は原則として順次各専門分野にわたるよう十分配慮すること。

附則 本規定は、2018年6月2日から施行する。